

大和市監査委員告示第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年11月29日

大和市監査委員 佐藤光徳

大和市監査委員 古木邦明

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監査対象 健康福祉部
- 3 監査対象期間 令和4年11月～令和5年10月
- 4 監査年月日 令和5年11月28日
- 5 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、健康福祉部（健康福祉総務課、医療健診課、健康づくり推進課、介護保険課、生活援護課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 中国残留邦人等扶助費支給に関する事務
 - (6) 基金管理に関する事務
 - (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (9) 財産管理に関する事務
 - (10) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - (11) 備品管理に関する事務
 - (12) 保健福祉センター使用料徴収に関する事務
 - (13) つり銭・領収印の管理に関する事務
 - (14) 切手・はがきの受払に関する事務
 - (15) 給付金支給に関する事務

- (16) 犬の登録手数料徴収に関する事務
- (17) がん患者等ウィッグ購入費助成に関する事務
- (18) 予防接種費用助成に関する事務
- (19) 介護予防ポイント転換金交付に関する事務
- (20) 健康ポイント還元品交付に関する事務
- (21) 介護保険料賦課及び減免に関する事務
- (22) 第三者行為請求に関する事務
- (23) 介護保険サービスに関する事務
- (24) 介護保険高額サービスに関する事務
- (25) 過誤納金還付に関する事務
- (26) 不納欠損処分に関する事務
- (27) グループホーム等家賃助成に関する事務
- (28) 行旅者等援護・法外援護支給に関する事務
- (29) 行旅死亡人所持金の管理に関する事務
- (30) 生活保護費返還金等徴収に関する事務
- (31) 扶助費支給に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
 - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
 - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

- 7 監査結果
- 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。